龍ケ崎市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード(訪問型サービス(独自)A2)

#-	龍ケ崎市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード(訪問型サービス(独自)A2) サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
= -	_/、 -ド 項目	サービス内容略称		算定項目	合成 単位数	算定 単位	
A2		訪問型サービス I	事業対象者 イ 要支援 1 ・ 2 訪問型 サービス (週1回程度)		1, 176	1月 につき	
A2	2111	訪問型サービスI日割	費 (独自) 事業対象者 (I) 要支援 1 ・ 2 (週1回程度)		39	1日 につき	
A2	1211	訪問型サービスⅡ	事業対象者 ロ 要支援 1 · 2 訪問型 サービス <u>(週2回程度)</u>		2, 349	1月 につき	
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割	費 (独自) 事業対象者 (Ⅱ) 要支援 1 · 2 (週2回程度)		77	1日 につき	
A 2	1321	訪問型サービスⅢ	事業対象者		3, 727	1月 につき	
A 2	2321	訪問型サービスⅢ日割	費 (独自) 事業対象者 (皿) 要支援2 (週2回を超える程度)		123	1日 につき	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者 20人以 上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月 につき	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月 につき	
A 2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日 につき	
A 2		訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における 小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月 につき	
A 2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算 日割		所定単位数の10%加算		1日 につき	
A 2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供 加算	中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月 につき	
A 2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供 加算日割		所定単位数の5%加算		1日 につき	
A 2	4001	訪問型サービス初回加算	チの初回加算	200単位加算	200		
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携 加算 I	リー生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 (I) 100単位加算	100	-	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携 加算 II		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200		
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算I	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数の 137/1000 加算			
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算 (II) 所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算 (III) 所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算 I	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の 63/1000 加算			
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II) 所定単位数の 42/1000 加算			
A 2	<u>6281</u>	<u>訪問型独自サービスベースアップ</u> <u>等支援加算</u>	<u>ヲ 訪問型独自サービスベースアップ等支援</u> <u>加算</u>	<u>所定単位数の24/1000加算</u>			

2022年10月より適用